

議員提出議案第1号

知立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月18日提出

提出者	知立市議会議員	神谷文明
賛成者	知立市議会議員	久世泰男
	〃	那須幸子
	〃	中野智基
	〃	佐藤修
	〃	永田起也

知立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

知立市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年知立市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削る。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項第中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。